

国籍 朝鮮
出生地 東京都八王子市台町五十番
住所 右同

昭和二十六年八月十七日生
●法務省告示第二百七十八号
左記の者の申請にかかる日本国に帰化の件は、これを許可する。
昭和三十三年四月三日
法務大臣 中村 梅吉

国籍 朝鮮
出生地 新潟県新潟市大字田家二千九百二十四番地
住所 同所九千五百五十一番地
鄭村 トメ(宮崎トメ)
大正十一年六月三日生
鄭村 ハツエ(宮崎ハツエ)
昭和十六年十二月十一日生

●法務省告示第二百二十二号
大蔵省告示第二百二十二号
社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)第十二条により準用する同令第一条第三号の規定による会社を、昭和三十三年三月十一日付をもって次のように指定した。
昭和三十三年四月三日
法務大臣 中村 梅吉
大蔵大臣 池田 勇人

公債の名称 登録機関の名称
相生市財政再建公債 株式会社 神戸銀行

●農林省告示第二百六十三号
肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七十七号)第十二条の規定により、昭和三十三年三月九日付をもつて左の肥料の登録の有効期間を更新し、登録証を交付した。
昭和三十三年四月三日
農林大臣 井出一太郎

登録番号 肥料の名称 保証成分量(%)
生第四八九一五号 配合肥料 窒素全量 五・〇
代 兵庫農機 内アンモニア性窒素 二・五
りん酸全量 七・〇
内可溶性りん酸 六・〇
内水溶性りん酸 五・二
加里全量 九・〇
内水溶性加里 九・〇

生第四八九一五号 配合肥料 窒素全量 五・〇
代 兵庫農機 内アンモニア性窒素 二・五
りん酸全量 七・〇
内可溶性りん酸 六・〇
内水溶性りん酸 五・二
加里全量 九・〇
内水溶性加里 九・〇

宝塚市昭和三十年年度教育施設事業公債 同
昭和三十一年度伊丹市交通事業公債 同
●農林省告示第二百五十七号
家畜衛生試験場動物用生物学的製剤販売規程(昭和二十五年九月三十日農林省告示第二百九十九号)第三号の規定に基き、昭和二十七年四月一日農林省告示第二百二十二号(家畜衛生試験場において売り扱う動物用生物学的製剤の販売価額の指定に関する件)の一部を次のように改正する。
昭和三十三年四月三日
農林大臣 井出一太郎

●農林省告示第二百五十八号
家畜衛生試験場動物用生物学的製剤販売規程(昭和二十五年九月三十日農林省告示第二百九十九号)第三号の規定に基き、昭和二十七年四月一日農林省告示第二百二十二号(家畜衛生試験場において売り扱う動物用生物学的製剤の販売価額の指定に関する件)の一部を次のように改正する。
昭和三十三年四月三日
農林大臣 井出一太郎

表中「牛流行性感冒血清」一、〇〇〇及び「家さんベスト予防液」一、〇〇〇を削り、「鶏痘予防液」一、〇〇〇を削り、「鶏痘予防液」一、〇〇〇を「乾燥鶏痘予防液」一、〇〇〇に改める。
●農林省告示第二百五十九号
植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第十六条第一号の規定に基き、昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十八号(検査を受けるべき種苗及び適用除外地域の指定に関する件)の一部を次のように改正する。
昭和三十三年四月三日
農林大臣 井出一太郎

●農林省告示第二百六十号
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)第三十二条第一項の規定に基き、種馬鈴しよ検査規程第四号の検査申請書の提出期間の臨時特例を次のように定める。
昭和三十三年四月三日
農林大臣 井出一太郎

●農林省告示第二百六十号
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)第三十二条第一項の規定に基き、種馬鈴しよ検査規程第四号の検査申請書の提出期間の臨時特例を次のように定める。
昭和三十三年四月三日
農林大臣 井出一太郎

昭和三十三年四月三日
農林大臣 井出一太郎
第一条中「牛流行性感冒血清」及び「家さんベスト予防液、ニューカッスル病予防液」を削り、「乾燥鶏痘予防液」を「乾燥鶏痘予防液」に改める。
第五条第二項中「延納期間経過後は利息」を「延納期間経過後は延滞金」に改める。

●農林省告示第二百六十一号
中央卸売市場の取扱品目に変更があつたので、中央卸売市場法施行規則(大正十二年農商務省令第十号)第八号第二号の規定により、次のように告示する。
昭和三十三年四月三日
農林大臣 井出一太郎

●農林省告示第二百六十二号
農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)第五条第一項の規定に基き、昭和三十一年十月三十一日農林省告示第七百七十五号(昭和三十一年産の甘しよ及び馬鈴しよの原料基準価格並びに昭和三十一年産の甘しよ及び馬鈴しよを原料として生産した甘しよ生切干、甘しよでん粉及び馬鈴しよでん粉の政府買入価格を定める件)の一部を次のように改正する。
昭和三十三年四月三日
農林大臣 井出一太郎

●農林省告示第二百六十二号
農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)第五条第一項の規定に基き、昭和三十一年十月三十一日農林省告示第七百七十五号(昭和三十一年産の甘しよ及び馬鈴しよの原料基準価格並びに昭和三十一年産の甘しよ及び馬鈴しよを原料として生産した甘しよ生切干、甘しよでん粉及び馬鈴しよでん粉の政府買入価格を定める件)の一部を次のように改正する。
昭和三十三年四月三日
農林大臣 井出一太郎

●農林省告示第二百六十二号
農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)第五条第一項の規定に基き、昭和三十一年十月三十一日農林省告示第七百七十五号(昭和三十一年産の甘しよ及び馬鈴しよの原料基準価格並びに昭和三十一年産の甘しよ及び馬鈴しよを原料として生産した甘しよ生切干、甘しよでん粉及び馬鈴しよでん粉の政府買入価格を定める件)の一部を次のように改正する。
昭和三十三年四月三日
農林大臣 井出一太郎

種馬鈴しよ、検査規程第四号の検査申請書の提出期間の臨時特例
熊本県の地域で生産される春作種馬鈴しよに係る植物防疫法施行規則第三十二条第一項の検査申請書の提出期間は、昭和三十三年においては、種馬鈴しよ検査規程(昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十九号)第四号の規定にかかわらず、同年四月一日から同月三十日までとする。
●農林省告示第二百六十一号
中央卸売市場の取扱品目に変更があつたので、中央卸売市場法施行規則(大正十二年農商務省令第十号)第八号第二号の規定により、次のように告示する。
昭和三十三年四月三日
農林大臣 井出一太郎

●農林省告示第二百六十一号
中央卸売市場の取扱品目に変更があつたので、中央卸売市場法施行規則(大正十二年農商務省令第十号)第八号第二号の規定により、次のように告示する。
昭和三十三年四月三日
農林大臣 井出一太郎

●農林省告示第二百六十二号
農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)第五条第一項の規定に基き、昭和三十一年十月三十一日農林省告示第七百七十五号(昭和三十一年産の甘しよ及び馬鈴しよの原料基準価格並びに昭和三十一年産の甘しよ及び馬鈴しよを原料として生産した甘しよ生切干、甘しよでん粉及び馬鈴しよでん粉の政府買入価格を定める件)の一部を次のように改正する。
昭和三十三年四月三日
農林大臣 井出一太郎

●農林省告示第二百六十二号
農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)第五条第一項の規定に基き、昭和三十一年十月三十一日農林省告示第七百七十五号(昭和三十一年産の甘しよ及び馬鈴しよの原料基準価格並びに昭和三十一年産の甘しよ及び馬鈴しよを原料として生産した甘しよ生切干、甘しよでん粉及び馬鈴しよでん粉の政府買入価格を定める件)の一部を次のように改正する。
昭和三十三年四月三日
農林大臣 井出一太郎

●農林省告示第二百六十二号
農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)第五条第一項の規定に基き、昭和三十一年十月三十一日農林省告示第七百七十五号(昭和三十一年産の甘しよ及び馬鈴しよの原料基準価格並びに昭和三十一年産の甘しよ及び馬鈴しよを原料として生産した甘しよ生切干、甘しよでん粉及び馬鈴しよでん粉の政府買入価格を定める件)の一部を次のように改正する。
昭和三十三年四月三日
農林大臣 井出一太郎

二〇・六 生硫酸アンモニア性窒素 二〇・六
●農林省告示第二百六十二号
農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)第五条第一項の規定に基き、昭和三十一年十月三十一日農林省告示第七百七十五号(昭和三十一年産の甘しよ及び馬鈴しよの原料基準価格並びに昭和三十一年産の甘しよ及び馬鈴しよを原料として生産した甘しよ生切干、甘しよでん粉及び馬鈴しよでん粉の政府買入価格を定める件)の一部を次のように改正する。
昭和三十三年四月三日
農林大臣 井出一太郎

●農林省告示第二百六十二号
農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)第五条第一項の規定に基き、昭和三十一年十月三十一日農林省告示第七百七十五号(昭和三十一年産の甘しよ及び馬鈴しよの原料基準価格並びに昭和三十一年産の甘しよ及び馬鈴しよを原料として生産した甘しよ生切干、甘しよでん粉及び馬鈴しよでん粉の政府買入価格を定める件)の一部を次のように改正する。
昭和三十三年四月三日
農林大臣 井出一太郎

生第四八九三三三
生第四八九四四
生第四八九五五

生第四八九三三三
生第四八九四四
生第四八九五五

生第四八九三三三
生第四八九四四
生第四八九五五